令和７年３月１４日

各位

岐阜県都市建築部建築指導課長

盛土規制法に関する届出の周知について（依頼）

日頃より、県の都市及び防災行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、令和７年４月１日より宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく規制を開始します。

ついては、令和７年３月３１日までに着手し、規制開始後も継続して行う一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積については、令和７年４月２１日までに県に届出の提出が必要となるため、会員（組合員）各位に下記の内容を周知していただきますようお願い申し上げます。

記

１　届出の作成方法等（別添資料のとおり）

　　・作成方法

　　・届出書の様式と記入例

２　その他

　　・届出の受付は、令和７年４月１日からとなります。

　　・岐阜市内における盛土等は、岐阜市が届出の提出先となります。

　　・工事着手が令和７年４月１日以降の場合は、盛土規制法に基づく許可等が必要になります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 岐阜県都市建築部建築指導課盛土規制係 | | | |
| 係　長 | 植　山 | 担　当 | 小　川 |
| TEL | 058-272-1111 (内4794) | | |
| MAIL | c11655@pref.gifu.lg.jp | | |